

恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活及び地域経済を支える重要な社会インフラである物流を支援するため、燃料価格高騰の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において、恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれに準じる者として市長が認める者
- (2) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者
- (3) 市内に本社、支社、営業所等（以下「事業所」という。）を置く貨物自動車運送事業者
- (4) 令和5年7月1日（以下「基準日」という。）時点において、貨物自動車運送事業に必要な許認可を有している者
- (5) 今後も第2号に掲げる事業を継続する意思がある者
- (6) 市が実施する同様の趣旨の支援金等の対象とならない者
- (7) 市税の滞納が無い者

2 前項の規定にかかわらず、第5条の申請をする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める性風俗関連特殊営業として届出義務がある者
- (2) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (3) 排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 前号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(対象車両)

第3条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、基準日時点において交付対象者が使用し、有効な事業用の自動車検査証の交付を受け、かつ、市内に使用の本拠の位置がある車両とする。ただし、霊き

ゆう自動車、被けん引自動車及び2輪自動車は除く。

(支援金の額等)

第4条 交付対象車両の区分及び支援金交付額は、別表に定めるとおりとする。

2 支援金は、同一の交付対象者につき1回に限り交付するものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年7月24日から9月15日までに恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金交付申請書(様式第1号)に、交付対象者であること、及び交付対象車両が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の交付を決定したときは、前条の申請により交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対し、恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付をしないことを決定したときは、申請者に対し、恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 交付決定者は、恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金交付請求書(様式第4号)により支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定の内容及び本要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項に規定する決定の取消しを行ったときは、恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、その支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還について期限を定めて恵那市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金返還通知書(様式第6号)により当該支援金の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第10条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員に交付決定者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類等进行检查させ、又は関係者に質問させることができる。

(書類の整備)

第11条 交付決定者は、当該支援金に関する帳簿及び書類を整備し、当該交付に係る会計年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

交付対象自動車の区分	1台当たりの支援金の額
軽自動車	3,500 円
小型車（最大積載量 2 t 以下に限る。）	5,000 円
中型車（最大積載量 2 t 超 5 t 以下に限る。）	19,500 円
大型車（最大積載量 5 t 超に限る。）	34,000 円